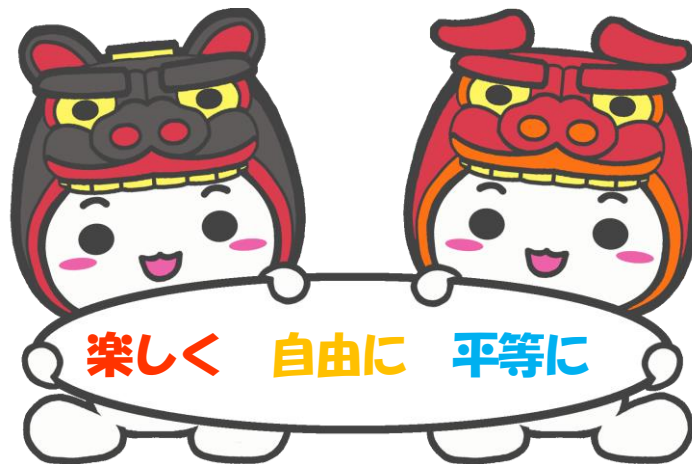


酒田市中中学校部活動及び認定地域クラブ活動 基本方針（案）

計画期間

令和8年度～10年度

〔改革実行期間【前期】〕



酒田市教育委員会

目次

基本方針策定の趣旨	2
I 学校部活動	3
1 部活動の定義	3
2 部活動の意義	3
3 課題	3
4 活動時間及び休養日等の設定	3
(1) 学校ごとの活動方針等の作成等	3
(2) 活動日・時間	3
(3) 休養日	4
(4) 活動の停止	4
(5) 配慮事項	4
(6) 保護者及び地域等との連携	4
(7) 部活動を支える環境整備	4
5 責務	5
(1) 酒田市教育委員会の責務	5
(2) 学校の責務	5
(3) 指導者の責務	6
(4) 家庭の責務	6
II 認定地域クラブ活動	7
1 基本理念	7
(1) 認定地域クラブ活動の目的	7
(2) 方向性	7
(3) 酒田市中学校部活動改革推進協議会	8
2 認定地域クラブ活動の開始時期	8
(1) 休日の活動	8
(2) 平日の活動	8
3 認定地域クラブ活動の在り方	9
(1) 位置付け	9
(2) 対象者	9
(3) 認定対象	9
(4) 実施体制	9
(5) 活動場所	10
(6) 参加費等	10
(7) 保険の加入	10
(8) 適切な指導の実施	11
(9) 適切な休養日等の設定	11
4 指導者・サポーターについて	11
5 中学校との連携等	11
6 近隣市町との連携	12
7 その他	12
III 大会の参加等	12
1 参加体制	12
2 引率者	12
3 参加する大会等の精査	12
4 大会等に対する支援	12
5 大会等の主催者に対する要請	12
IV その他	13
1 部活動改革に係る中学生のスポーツ・文化芸術環境に関する将来像	13
2 地域展開・地域連携における用語の定義	15

＜基本方針策定の趣旨＞

学校部活動は、中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月）に「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と明記されています。その教育的意義は多岐にわたり、一つには、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学習意欲の向上、責任感、連帯感、自己の確立、思いやり、自主性や社会性などを育て、豊かな人間形成や生涯学習の基礎づくりにつながるものといえます。また、個性・能力の伸長や体力の向上・健康の増進などに対して効果的な活動であり、青少年の健全育成につながるものともいえます。

しかし、本市においても少子化は急速に進展し、学校部活動として各校単独で活動したり大会に出場したりすることが難しくなり、存続さえも危ぶまれる状況になってきました。それに伴い各校の教員数も減少し、専門性を持って指導に当たる体制の維持も非常に難しくなり、教員の負担感も増幅しています。そのために、生涯学習の観点からも、中学生の新たなスポーツ・文化芸術環境の整備が求められています。

このような状況の中、国は、令和 2 年 9 月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」により、令和 5 年度以降に休日の部活動の段階的な地域移行を図る方針を示しました。また、令和 7 年 5 月には、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」は、「最終とりまとめ」を公表しました。これらと並行して、改革推進期間を経て、酒田市は令和 7 年度に「酒田市中学校部活動改革推進協議会（以下「推進協議会」という。）」を新たに発足し、酒田市における「生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築」と「教員の働き方改革の推進」の両立を目的とした部活動改革をより一層推進するため検討と協議を継続しています。

そして、持続可能で多様な環境の整備に向けて、市が目指す学校部活動と認定地域クラブ活動についての「学校部活動及び認定地域クラブ活動基本方針（以下「市基本方針」という。）」をまとめました。これは、これまでの推進協議会における検討結果や、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和 7 年 1 2 月：文部科学省）」、「山形県における部活動改革及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン（令和 8 年 3 月：山形県教育委員会）」等を踏まえ、本市における中学校部活動と認定地域クラブ活動の実施について市の基本的な考え方を示すものです。尚、この基本方針は令和 10 年度までのものであり、中間評価を経て改定し令和 11 年度から 13 年度までのものは新たに策定する予定です。



＜ 部活動改革 基本理念 ＞

「生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築」と「教員の働き方改革の推進」の両立

- ① 希望や目的に応じて自由に活動を選択できる環境を構築し、多様な体験機会を確保します。
- ② スポーツや文化芸術活動を通して生徒と地域のつながりを深め、地域の活性化を図ります。
- ③ 部活動改革に向けた体制整備を進め、学校教育活動の一層の充実につなげます。

I 学校部活動

1 部活動の定義

中学校教育の一環として位置付けられているスポーツ・文化芸術活動であり、同好の生徒をもって組織し、共通の興味や関心を追求する活動で、学校の管理下において行われるものです。

※ 学校の教職員（学校教育法施行規則 78 条の 2 に定める部活動指導員を含む）または、教育委員会が委嘱した外部指導者が指導にあたります。

※ 外部指導者は、部活動顧問と連携して部活動を指導することができます。

※ 指導者は、校長の方針のもと国・県・酒田市教育委員会・学校が作成したガイドラインや基本方針を遵守します。

2 部活動の意義

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学習意欲の向上、責任感、連帯感、自己の確立、思いやり、自主性や社会性などを育て、豊かな人間形成や生涯学習の基礎づくり、また、個性・能力の伸長や体力の向上・健康の増進などに対して効果的な活動であり、青少年の健全育成につながる等、教育的意義が大きい活動です。

3 課題

- 過度な活動による生徒の心身の疲弊
- 保護者の時間的、経済的な負担の増加
- 担当教員の多忙化
- 専門的指導力の不足
- 少子化に伴う部員数や部活動数の減少

4 活動時間及び休養日等の設定

(1) 学校ごとの活動方針等の作成

学校は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（文部科学省）」、「山形県における部活動改革のガイドライン（山形県教育委員会）」、「市基本方針（酒田市教育委員会）」及び自校の実態等を踏まえて作成した「学校ごとの活動方針」を、生徒及び保護者、教員間で共有します。

(2) 活動日・時間

準備、後片付けの時間も含め、運動部活動においては、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い、文化部活動においては、分野の特性等を踏まえ適正に活動を行います。

○ 平日のみとし、休日は行いません。

※ 休日を含めて、週当たりの活動時間は 11 時間程度の範囲内とします。

＜授業日＞

- ① 長くとも 2 時間程度とします。
- ② 翌日の学校生活を考慮し、下校時刻以降の活動は行いません。
- ③ 活動日数は、週 4 日以内とします。
- ④ 朝の活動は行いません。

＜長期休業中＞

- ① 学期中に準じた扱いを行い、できる限り休養日を設定することが望まれます。
- ② 長くとも 3 時間程度とします。（8 時 15 分から 16 時 45 分の間を目途とします）
- ③ 閉庁日は活動を行いません。

<特別強化期間※1>

「中体連主催大会及び中体連主催大会、吹奏楽・合唱連盟主催大会、コンクール、コンテスト（以下「大会等」という）」の前に特別強化期間等を設定する場合には、少なくとも週1日の休養日を設けたうえで、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定め、休養日を振り替えます。

(3) 休養日

- ① 授業日 … 週当たり少なくとも1日以上休養日を設けます。
- ② 長期休業中 … 学期中に準じた扱いを行います。また、生徒が十分な休養をとったり、部活動以外にも多様な活動を行ったりすることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けます。

(4) 活動の停止

- ① 学校の定期テスト前の諸活動停止期間は、学習に向かう環境づくりに配慮します。
- ② 学校の教職員（部活動指導員を含む）が活動の安全管理を行うことができない場合は活動を行いません。
- ③ 気象警報発令時、及び熱中症警報等の発令があった時は、活動を行いません。
- ④ 学校で法定感染症等が流行し、諸活動停止になった時、またはその恐れがある時は活動を行いません。
- ⑤ その他の安全確保が困難な状況等、特別な事情がある場合は活動を行いません。

(5) 配慮事項

- ① 多様な体験の機会、家庭教育の機会、地域活動の機会を尊重したうえで行います。
- ② 生徒の主体性を大切にし、家庭等での技能練習等を強制することのないよう配慮します。
- ③ 大会等の移動の際は、他の保護者の車に同乗しません。また、同乗させてはなりません。
- ④ 部活動を理由とする区域外通学及び学区外通学は認めません。
- ⑤ 休日の活動については、以下の点について配慮します。

大会等や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等への参加を計画し、休養日、活動時間を変更する際には、スポーツ医・科学の見地※2や教員の負担軽減、学校単位で参加する大会の見直し等を踏まえ、毎週のように大会等に参加するなど、生徒や教職員の過度な負担とならないようにし、少なくとも週1日の休養日を設けたうえで、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定め休養日を振り替えます。

(6) 保護者及び地域等との連携

校長は、学校部活動の保護者会が単独で活動※3を主催することのないよう保護者の理解と協力を得よう努めます。

(7) 部活動を支える環境整備

校長は、酒田市認定地域クラブの活動日・活動時間を合わせても、「市基本方針」の基準内の活動となるように、地域クラブ関係者や保護者の理解と協力を得られるよう努めます。

※1 大会に向けた強化の目的で、学校が独自に休養日・活動時間を設定して活動する一定の期間のこと。

※2 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について（日本体育協会H29・12・18）」において「週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている

※3 学校部活動の保護者会単独の活動とは、単一学校の単一部活動の部員のみで構成し、当該学校の部活動に引き続き活動したり、部活動が休養日の時に活動したりすることを指します。

5 責 務

(1) 酒田市教育委員会の責務

- ① 市基本方針について、学校や関連する団体への周知を図ります。
- ② 市基本方針に改善すべき点があった場合は、速やかに改善を図ります。
- ③ 適切なスポーツ・文化芸術活動が行われるように、指導者の資質向上のための指導者講習会等を開催するなど、研修の場を積極的に設けます。
- ④ 教員の部活動への関与について、業務改善及び勤務時間管理等を行います。
- ⑤ 各校の部活動及び認定地域クラブ活動の活動状況の把握に努め、適切に指導・助言を行います。
- ⑥ 各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行います。
- ⑦ 学校の部活動が参加する大会等の全体像を把握し、休日に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう大会等の見直しに向けた検討を主催者及び各競技団体に要請します。

(2) 学校の責務

- ① 校長は、国、県及び市基本方針に基づき、学校ガイドラインを作成し、学校ガイドライン及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表します。
- ② 校長は、市基本方針を教職員・生徒・保護者に周知し、遵守に努めます。
- ③ 校長は、保護者の理解と協力を得るため、児童生徒や保護者向けに部活動等の運営に関する説明を適切に行います。
- ④ 校長は、部活動及び認定地域クラブ活動の活動状況に対して、適切に指導・助言を行います。
- ⑤ 校長は、教員の部活動への関与について、業務改善及び勤務時間管理等を行います。
- ⑥ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査します。
- ⑦ 校長は、連絡体制の整備と生徒の健康状態の把握に努めます。
 - ・ 学校の管理下において事故が発生した場合に備え、学校の危機管理マニュアル（部活動中の事故を含む）を確立し、平素から部活動顧問・生徒とともに共通理解が図られるようにします。
 - ・ 各部活動顧問に対し、生徒の既往歴（心臓疾患やアレルギーの有無等）を事前に把握し、万一の際の対処法を養護教諭、生徒本人及び保護者と確認しておくよう指導します。
- ⑧ 校長は、各部活動顧問に対し、活動場所、設備、備品及び用具等の安全点検について、日常的に行うよう指導します。また、AED の設置場所を確実に把握するように指導するとともに、AED の使用方法については、各部活動顧問を積極的に研修会に参加させたり、講師を招聘しての校内研修会を開催したりするなどして、各部活動顧問が確実に使用できるように努めます。
- ⑨ 校長は、各部活動顧問に対し、活動時の気象情報には十分留意するようにさせ、特に以下の点について指導します。
 - ・ 高温・多湿時において部活動等が予定されている場合については、活動の延期や見直し等、柔軟な対応を行います。
 - ・ 雨天時等にやむを得ず活動する場合は、生徒の衣服が濡れたままで長時間活動するなどして、低体温症になることのないよう、健康状態に十分注意します。
 - ・ 雷や暴風雨の際には、活動の中止や中断の判断を的確に行います。
- ⑩ 校長は、テスト期間及び感染症の流行等により部活動を自粛または停止するときには、その旨を学校管理下外の活動等（地域クラブ・スポーツ少年団等）に情報提供し、活動自粛または停止の共通理解を得るようにします。
- ⑪ 校長は、部活動における県外及び宿泊を伴う活動について、酒田市教育委員会の承認を受けます。
- ⑫ 学校と認定地域クラブとの間での活動方針等の共通理解を図ります。

(3) 指導者の責務

- ① 部活動顧問は、活動前に生徒の体調確認を行うなど、事前の事故防止を徹底します。
- ② 部活動顧問は、活動中にも生徒の体調確認を行うとともに、生徒が体調不良の際には、自らすぐに申し出ることができるよう、生徒と円滑なコミュニケーションを図っておきます。
- ③ 部活動顧問は、生徒に対し、自ら事故や熱中症等を回避することができるよう指導します。
- ④ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、活動時間、休養日及び参加予定の大会日程等）及び活動実績（活動日時、休養日及び大会参加日程等）を作成し、定期的に校長に提出します。
- ⑤ 人格形成に寄与する指導を大切にし、勝利至上主義にならないよう努めます。
- ⑥ 生徒の心身の健康に配慮し、発育発達に応じた適切な指導を行うよう努めます。
- ⑦ 生徒や保護者、学校とのコミュニケーションを積極的にとり、良好な関係を築くよう努めます。
- ⑧ 体罰や言葉の暴力、性暴力等の不適切行為や、行き過ぎた指導は決して行いません。
- ⑨ 各団体の指導者は酒田市教育委員会の方針を理解し、市基本方針の遵守に努めます。
- ⑩ 諸活動の実施の際は、家庭の経済的負担にならないように配慮します。

(4) 家庭の責務

- ① 子どもの能力、体力及び心身の健康を把握し、子どもにとって過度な負担にならないような、発育・発達に応じた適切なスポーツ・文化活動に参加できるよう努めます。
- ② 学校や指導者、ほかの保護者とのコミュニケーションを積極的にとり、良好な関係を築くよう努めます。

中学校部活動 基本方針 ダイジェスト版【酒田市教育委員会】



部活動の意義		目的	課題
学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大きい活動である。		○ 生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築 ○ 教員の働き方改革の推進	○ 過度な活動による生徒の心身の疲弊 ○ 保護者の時間的、経済的な負担の増加 ○ 担当教員の多忙化 ○ 専門的指導力の不足 ○ 少子化に伴う部員数や部活動数の減少
部活動の活動時間及び休養日等の設定			
(1) 休養日	① 授業日：週当たり1日以上休養日を設ける。 ② 長期休業中：学期中に準じた扱いとする。 休養期間（オアシーズン）の設定。	(3) 活動の停止	① 学校の定期テスト前 ② 安全管理を行うことができない場合 ③ 気象警報発令時および熱中症警報の発令があった時 ④ 学校で法定感染症等が流行し、諸活動停止になった時またはその恐れがある時 ⑤ その他の安全確保が困難な状況等、特別な事情がある場合
(2) 活動日 ※平日のみとし休日は行わない。	授業日（平日） ① 長くとも2時間程度とする。 ② 下校時刻以降の活動を行わない。 ③ 活動日数は、週4日以内とする。 ④ 朝の活動は行わない。	(4) 配慮事項	① 多様な体験の機会、家庭教育の機会、地域の活動の機会を尊重できるように行う。 ② 生徒の主体性を大切にし、家庭等での技能練習等を強制することのないよう配慮する。 ③ 移動の際は、他の保護者の車に同乗してはならない。 ④ 部活動を理由とする区域外通学及び学区外通学は認めない。
活動時間 ※準備、後片付けの時間も含める。	長期休業中	「学校・指導者の責務」 (1) 学校の責務 ① 学校ガイドラインの作成と公表、周知と遵守 ② 参加する大会等の精査 ③ 危機管理マニュアルの確立、生徒の既往歴の把握と対処法 ④ 活動場所、設備、備品及び用具等の安全点検、AEDの設置 ⑤ 気象情報への留意 (2) 指導者の責務 ① 生徒の体調確認、事前の事故防止の徹底 ② 生徒との円滑なコミュニケーション ③ 年間の活動計画、及び活動実績の作成 ④ 人格形成への寄与、勝利至上主義にならない努力 ⑤ 心身の健康、発育発達に応じた適切な指導 ⑥ 行過ぎた指導（体罰や言葉の暴力、性暴力など）の絶無 ⑦ 本ガイドラインの遵守	
運動部活動 できるだけ短時間に、合理的かつ効率・効果的な活動を行う。	特別強化期間		
文化部活動 分野等の特性等を踏まえ、適正に活動を行う。	大会・コンクール等		



Ⅱ 認定地域クラブ活動

1 基本理念

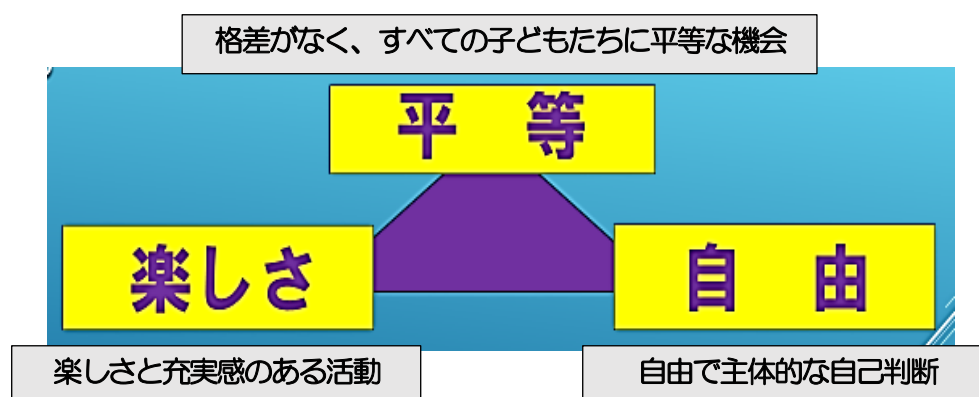
(1) 認定地域クラブ活動の目的

- ① 学校部活動の教育的意義の継承・発展と、子どもたちの心身の健全育成
- ② 中学生の新たなスポーツ・文化芸術環境の整備、生涯学習社会の実現

(2) 方向性

中長期的目標：「部活動の地域展開を含めた酒田市独自のスポーツ・文化芸術環境の整備」

- 休日の学校部活動を、各中学校区や競技種目を基本に、地域が運営団体や実施主体となるクラブに地域展開します。(平日は、教員や部活動指導員等による学校部活動を継続します)
- 実情に応じて認定地域クラブの整理・統合を図り、生涯学習の視点により新たな価値を創出します。
- 大切にしたいこと ～ 子ども主体の **「新たな成長の場」** ～



短期的目標【令和8年度～令和10年度】：「休日の学校部活動の地域展開に必要な措置」

〈休日に部活動がなくなる部分への措置〉

- 休日も学校部活動と同様の活動ができるよう、令和8年度まで休日の活動を担ってきたクラブを維持し、平日から休日まで継続して活動ができるようにします。
- 合同での部活動を見据え、少子化に伴う競技種目単位での整理・統合を進めていきます。
- 休日のクラブ化に伴い保護者負担が増加することで活動できなくならないよう、活動継続に向けた支援を検討していきます。

〈中長期的目標に向けた議論の深化〉

- 中長期的な目標の実現に向けて、本市中学生の活動の在り方をスポーツ振興、文化芸術振興、社会教育等の観点から議論を進めていきます。
- 中学生年代への支援とその他世代への支援のバランス等も含めて議論を進めていきます。

(3) 「酒田市中学校部活動改革推進協議会」 (1年度3回開催)

酒田市における「生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築」と「教員の働き方改革の推進」の両立を目的とした部活動改革を推進するため設置する。(設置要綱 第1条)

【 所掌事項 】

- (1) 学校における部活動改革に向けた、持続可能なスポーツ・文化芸術環境の構築に関すること
- (2) 地域の運営団体又は実施主体による認定地域スポーツクラブ活動及び認定地域文化芸術クラブ活動に関すること
- (3) 地域の指導者等の活用に関すること
- (4) 「酒田市中学校部活動及び認定地域クラブ活動基本方針」の見直し・改定に関すること
- (5) その他協議会が特に必要と認める事項

【 構成 】(教育長の委嘱)

- (1) スポーツ・文化芸術団体関係者
- (2) クラブ関係者
- (3) 小学校・中学校関係者
- (4) 保護者
- (5) その他教育長が特に必要と認める者(有識者等)

2 認定地域クラブ活動の開始時期

(1) 休日の活動

認定制度の開始日については現在検討中です。

(2) 平日の活動

条件が整っている認定地域クラブについては、無理のない範囲での活動は可能です。市としては、平日の認定地域クラブ活動の可能性について検討します。

※ 休日 … 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日
 平日 … 休日以外の日 (いずれも長期休業期間においても同様)

期 間		改革実行期間 前期			改革実行期間 後期		
年 度		8	9	10	11	12	13
平日	学校部活動	継続実施					
	認定地域クラブ活動	検討			試行		
休日	学校部活動						
	認定地域クラブ活動	展開・体制整備					

3 認定地域クラブ活動の在り方 【改革実行期間 前期（令和8年度～令和10年度）】

(1) 位置付け

認定地域クラブは、これまで学校部活動が担ってきた休日部分の活動を支援するクラブです。学校教育外の活動ですが、公的な性質を有します。

認定制度により、「酒田市認定地域クラブの認定等に関する要綱」に則って申請した団体が、要件を満たしたと教育委員会が判断した場合、市公認の「認定地域クラブ」として認定します。

※ 将来的に、「酒田市スポーツ推進計画」「文化芸術推進計画」「生涯学習推進計画」との整合性を図りながら、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」、「文化芸術」として位置付けていきます。

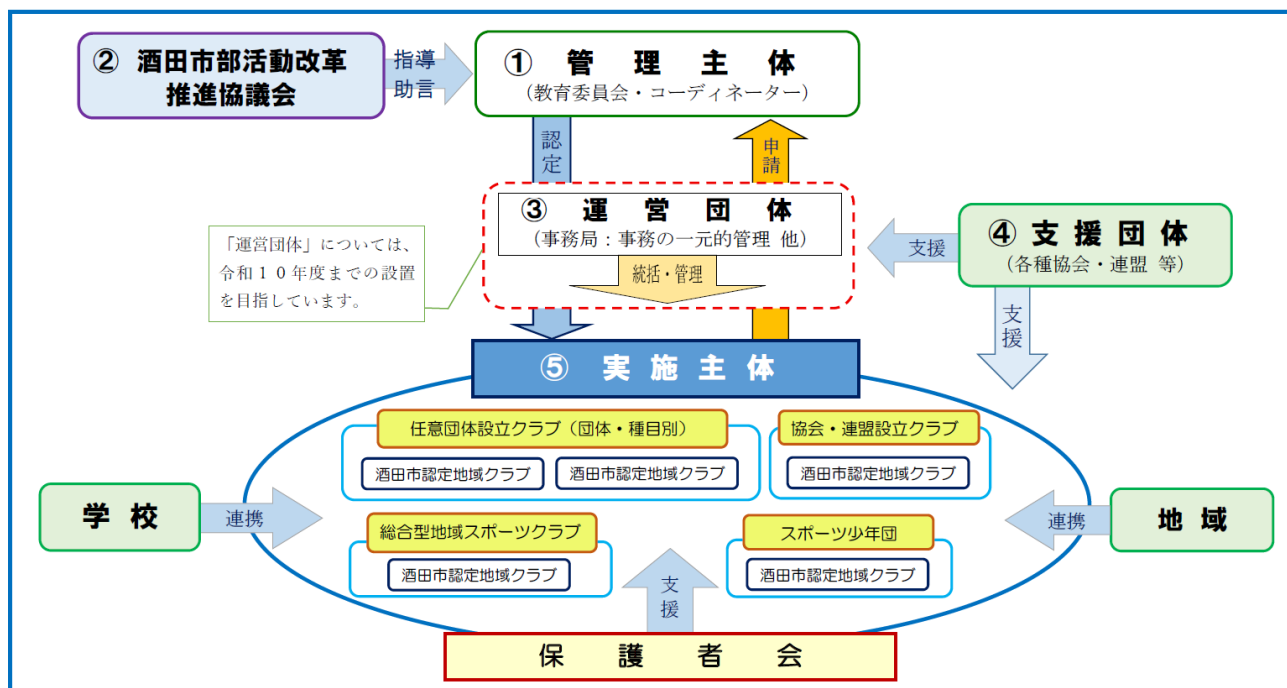
※ 認定要件は別に定めます。

(2) 対象者 クラブ加入を希望するすべての生徒

(3) 認定対象クラブ これまで学校部活動が担ってきた休日部分の活動を支援するクラブ ※ 平日に週1回以上活動している学校部活動

(4) 実施体制 下記体制によりそれぞれが相互に連携・協力して実施します。

【目指す将来像：改革実行期間 前期（令和8年度～令和10年度）】



① 管理主体（教育委員会）

認定地域クラブ活動が市基本方針に沿った活動となるよう、認定地域クラブ活動の全体的な方針、認定地域クラブ活動に関する施策などを検討の上決定し実施するとともに、認定地域クラブ活動にかかわる地域クラブ及び指導者を認定・管理します。また、クラブ、及び会員間の諸問題について、運営団体や支援団体とともに対応します。

② 酒田市中学校部活動改革推進協議会

認定地域クラブ活動が基本理念に沿う活動となるよう、保護者や競技団体の代表などを交え、地域クラブ活動の実施における諸課題や諸問題などの解決に向けた検討を行い、対応策などを管理主体に提案します。

③ 運営団体 ※ 令和10年度までの設置を目指しています。

住んでいる地域や経済的な事情などに左右されずに、中学生の誰もが希望する活動を行うことができる環境を整備するために、参加費の均一化を主たる目的として、参加者の募集、保険の加入、参加費の集金、指導者謝金の支払いなどの事務を一元的に管理します。

④ 支援団体（各種協会・連盟 等）

認定地域クラブ活動を持続可能なものとするために、認定地域クラブ活動の指導者の量の確保と質の向上を図るための指導者の発掘、育成、認定地域クラブへの指導者等の紹介・派遣の他、体罰・ハラスメントの根絶のためのコンプライアンスの研修、指導等を行います。

⑤ 実施主体

管理主体から認定された、認定地域クラブ活動を行うクラブです。中学生に活動環境を提供するため、活動の実施に関する年間及び月間の計画の決定と周知、クラブ運営費（活動にかかる消耗品費、大会参加費等）の管理（集金、運用）、参加者及びその保護者との連絡調整等を行います。

⑥ 指導者・酒田市スポーツ文化サポーター（以下「サポーター」という）

本市の認定地域クラブ活動において、活動計画に基づいて練習の指導、大会等の引率、クラブ運営等を行うクラブ関係者を指します。（「4 指導者・サポーターについて」参照）

⑦ 部活動改革総括コーディネーター

運営団体及び管理主体と連携し、認定地域クラブ活動が「3 認定地域クラブ活動の在り方」に示した内容に沿って適正に行われるよう、取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行います。

(5) 活動場所

- ① 認定を受けた認定地域クラブは学校施設を優先的に利用し、基本の活動場所とします。また、必要に応じて、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設を活動場所とします。
- ② 学校施設の使用割り当ては、調整を図りながら学校と実施主体とで行います。
- ③ 市は、活動場所が円滑に利用できるようにするために関係部署又は機関と必要な調整を行います。
- ④ 市は、活動場所の管理運営の効率化を図ります。

(6) 参加費等

- ① 認定地域クラブ活動の運営のために必要な費用は、参加者（保護者）の負担とします。
- ② 運営団体は、運営に要する費用のうちの参加費^{※4}を集金します。
- ③ 実施主体（認定地域クラブ）は、必要に応じてクラブ運営費^{※5}を集金することができます。なお、クラブ運営費を集金するときは、公正かつ適切な会計処理を行い、透明性を確保するために関係者に対する情報開示を適切に行います。
- ④ 市は、参加費の低廉化等を図るため、必要に応じて対策を講じます。

(7) 保険の加入

- ① 認定地域クラブ活動の参加者、指導や運営に携わる指導者・サポーターは、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入することを義務付けます。
- ② 運営団体は、怪我や事故が生じた際に適切な補償が受けられるように、種目の特性や怪我、事故の発生状況等を踏まえ適切な補償内容・保険料である保険を選定し、参加者や指導者・サポーターに対して、指定する保険の加入を義務付けます。

※4 指導者謝金、保険料、振込手数料等に充てられます。参加者（保護者）が運営団体に納付します。（令和8年度は、実施主体（地域クラブ）に納付します。）

※5 消耗品費、大会参加料、会場使用料等に充てられます。参加者（保護者）が実施主体（地域クラブ）に納付します。

(8) 適切な指導の実施

認定地域クラブ活動においては、「Ⅰ 学校部活動」に準ずるとともに、国や県のガイドラインを遵守し、次のとおり指導を実施します。

- ① 参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶します。
- ② 参加者との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行います。

(9) 適切な休養日等の設定

認定地域クラブ活動においては、「Ⅰ 学校部活動」に準じ、次のとおり休養日を設定するとともに、1日の活動時間を遵守します。

- ① 学校の学期中は、平日において少なくとも1日以上、週休日等において少なくとも1日以上を休養日とします。
- ② 学校の長期休業中は、学期中に準じて休養日を設けます。また、参加者が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けます。
- ③ 週休日等に大会参加等で活動し、週休日等に1日以上以上の休養日を設けることができない場合は、休養日を他の日に振り替えます。なお、週休日等のみ活動する地域クラブ活動においても、原則として1日以上を休養日とし、週休日等に大会参加等で活動し、週休日等に1日以上以上の休養日を設けることができない場合は、休養日をほかの週休日等に振り替えます。
- ④ 1日の活動時間は、平日の活動は長くとも2時間程度、週休日等の活動は長くとも3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内（学校部活動の時間も含む）とします。〔再掲〕
- ⑤ 休養日及び活動時間等の設定にあたっては、学校や地域行事等を考慮し、定期試験前後の一定期間に休養日を設けるなどの対応を行います。

4 指導者・サポーターについて

(1) 指導者・サポーターの定義

- 指導者：認定地域クラブ活動における技術指導、安全管理等並びに地域クラブ活動に係る活動の計画の作成及び参加者との連絡調整等に携わる者
- サポーター：認定地域クラブ活動における安全管理、指導スタッフの補助及びクラブの運営（事務処理等）に携わる者

(2) 認定地域クラブ活動において指導することができる指導者・サポーターは、「酒田市認定地域クラブ指導者等認定要綱」の規定に基づく認定を受けたものとします。

(3) 認定地域クラブ活動における指導者・サポーターについては、酒田市立学校の教職員の兼職兼業を認めます。

(4) 指導者・サポーター等に暴力等の問題となる行動が見られた場合は、コーディネーターや管理主体、運営団体や支援団体が設ける相談窓口にて受け付け、公平・公正に対処します。

5 中学校との連携等

- (1) 認定地域クラブと各中学校は綿密に連携し、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解のほか、日々の参加者の活動状況に関する情報共有等を図り、学校を含めた地域全体で中学生の望ましい成長の保障に努めます。

- (2) 校長は、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるように、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に周知します。また、学校は、学校施設の活用についての連絡調整を行います。
- (3) 認定地域クラブ活動の指導者やサポーターと学校部活動の顧問等の間で、あらかじめ指導方針や参加者の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、参加者や保護者等への説明を適切に行います。

6 近隣市町との連携

地理的・距離的条件等により、市内の希望する認定地域クラブ活動に参加することが困難な中学生のために、近隣市町と広域に連携し相互利用の環境を整備します。

7 その他

認定地域クラブ活動の実施等に関する詳細は、別に定めます。

Ⅲ 大会の参加等

1 参加体制

大会やコンクール等へ、どの団体(クラブ・部)で参加するのか、生徒と保護者の意思を最優先させ、たとえば、認定地域クラブと中学校で十分協議して決定します。なお、クラブとして中学校体育連盟、及び中学校文化連盟(文化芸術連盟・協会)主催大会に出場するためには、その要件を満たしたクラブのみであることを周知し、その徹底を図ります。

2 引率者

認定地域クラブ活動における大会等の引率は、認定地域クラブの指導者・サポーター等が行います。

3 参加する大会等の精査

参加する大会等は、中学生の教育上の意義や、中学生や保護者、指導者・サポーターの負担が過度とならないことを考慮して精査します。

4 大会等に対する支援

市は、認定地域クラブが大会等に参加する場合には、大会等に対する現行の支援等を見直し、必要に応じて参加者に対する助成や大会等に対する後援、公共施設の貸与等の支援を行います。

5 大会等の主催者に対する要請

市及び管理主体は、大会等の主催者に対し、必要に応じて次のことを要請します。

- (1) 大会参加者の健康と安全を守るため、体調管理を最優先に安全確保に努めること。
- (2) 大会等に参加することが中学生とその保護者、指導者・サポーター等の過度な負担とならないよう、また、学校生活との適切な両立を前提として、大会等の開催回数を種目、部門、分野ごとに適正な回数に精選するとともに、大会等の統廃合等を検討すること。
- (3) スポーツ・文化芸術に親しむことや中学生間の交流を主目的とした大会、高い水準の技能や記録に挑む中学生が競い合うことを主目的とした大会などの多様な大会を開催するとともに、誰もが参加機会を得られるように、リーグ戦の導入や、能力別にリーグを分けるなどの工夫をすること。

1 部活動改革に係る中学生のスポーツ・文化芸術環境に関する将来像・基本方針概要

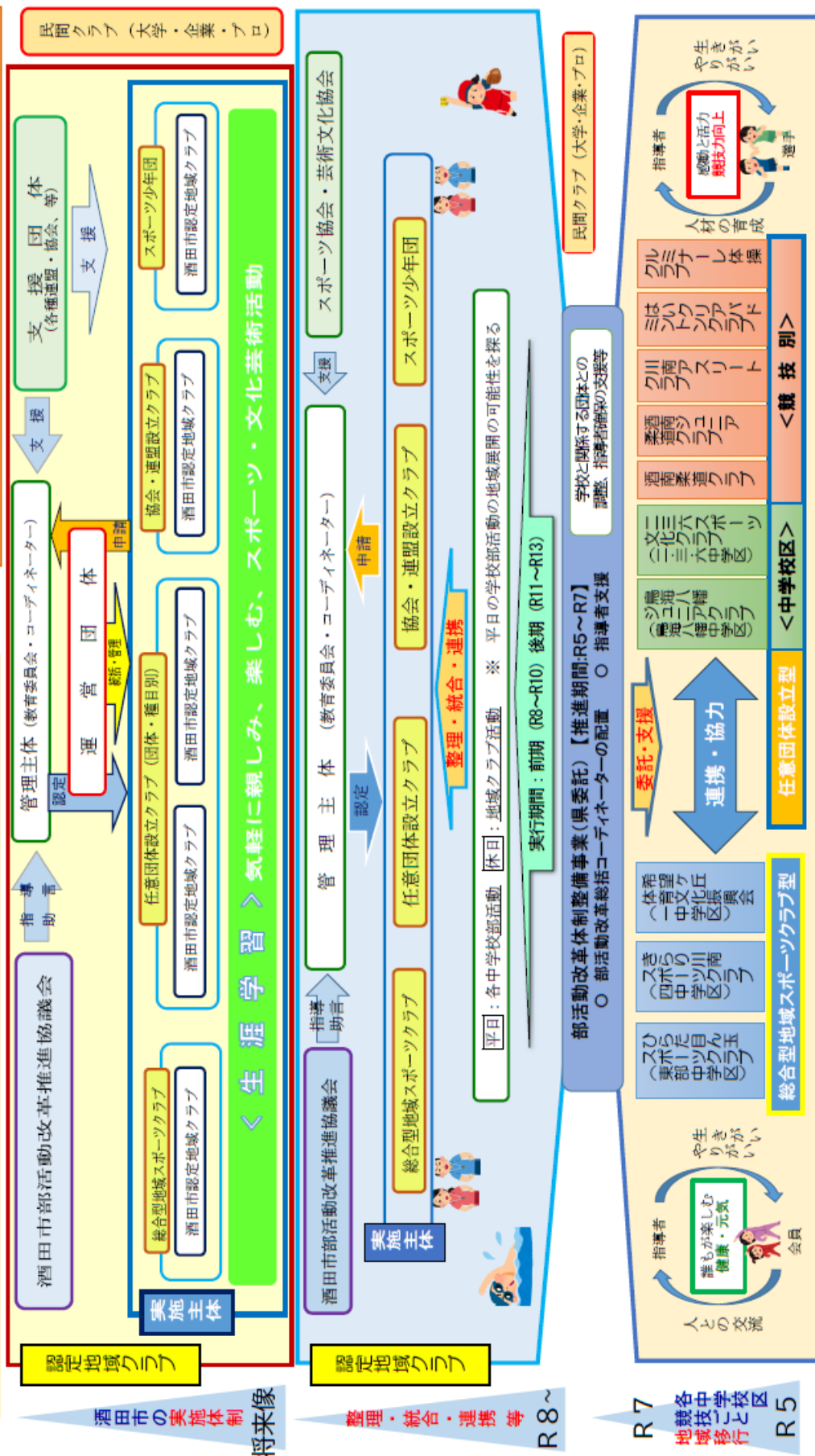
映像・スポーツ・文化芸術環境に関する将来像

【本市の課題】未来にわたる地域スポーツ・文化の振興に向けて

- 幼児・児童生徒の減少、若者の競技人口の減少、及び指導者の高齢化等、人材不足への対応
- 中学校の部活動地域展開への対応（実行期間 前期：R8～R10 後期：R11～R13）
- 「生涯学習」の観点による、中学生のスポーツ・文化芸術環境の再編・整備
- 市民のスポーツ・文化芸術活動に係る大学、企業、プロチーム等との連携

【本市の目標】市独自のスポーツ・文化芸術環境の整備

- ◎ 休日の学校部活動を、各中学校区や戦技種目を基本に、地域が運営団体や実施主体となるクラブに地域展開する。
- ◎ 実情に応じて地域クラブの整理・統合を図り、生涯学習の拠点により新たな価値を創造する。



認定地域クラブの在り方

- < 位置づけ >
「酒田市認定地域クラブ認定制度」により認定された地域クラブ
- < 対象者 >
クラブ加入を希望するすべての生徒
- < 認定対象クラブ >
これまで学校部活動が担ってきた休日部分の活動を支援するクラブ
※平日に週1回以上活動している学校部活動
- < 活動場所 >
学校施設を優先的に利用
- < 参加費等 >
費用は参加者負担
参加費を税金
実施主体が運営費を税金
- < 保険の加入 >
参加者、指導者・サポーターは、傷害補償保険と個人賠償責任保険に加入

活動時間と休養日

	平日の活動時間	休日の活動	休 養 日
学校部活動	2時間程度 (長期休業中は3時間程度)	活動なし	平日：週1日以上
認定地域クラブ活動	2時間程度	3時間程度	週休日：1日以上

※ 適当な活動時間は11時間程度

基本理念

「学校部活動の教育的意義を継承・発展」
「子どもたちの心身を健全育成」
「中学生の新たなスポーツ文化芸術環境の整備」
「生涯学習社会の実現」

格差がなく、すべての子どもたちに平等な機会

「新たな成長の場」

平 等

楽 し さ

自 由

自由で主体的な自己判断
楽しさと充実感のある活動

短期的目標【令和8年度～令和10年度】
「休日の学校部活動の地域展開に必要な措置」

- 休日も学校部活動と同様の活動ができるよう、令和8年度まで休日の活動を担ってきたクラブを維持し、平日から休日まで継続して活動ができるようにします。
- 合同での部活動を見据え、少子化に伴う競技種目単位での整理・統合を進めていきます。
- 休日のクラブ化に伴い保護者負担が増加することによって活動できなくなっていくよう、活動継続に向けた支援を検討していきます。

指導者・サポーター

< 指導者・サポーターとは？ >
指導者：安全管理、技術指導、活動計画作成、参加者との連絡調整
サポーター：安全管理、指導スタッフの補助、クラブ運営
※ 酒田市認定地域クラブの認定指導者
※ 酒田市立学校の教職員（兼職兼業）

中学校との連携

< 認定地域クラブとの連携 >
活動方針、活動状況、スケジュール等の共通理解・情報共有
< 校長の役割 >
スポーツ・文化芸術活動の内容の周知、学校施設活用等の連絡調整
< 指導者と部活動顧問との連携 >
指導方針・活動状況に関する情報共有

近隣市町との連携

広域連携による
相互利用環境の整備

認定地域クラブ活動の開始時期

期 間	改革実行期間 前期			改革実行期間 後期			
	年 度	8	9	10	11	12	13
平日	学校部活動	学校部活動	学校部活動	学校部活動	学校部活動	学校部活動	学校部活動
	認定地域クラブ活動						
休日	学校部活動	学校部活動	学校部活動	学校部活動	学校部活動	学校部活動	学校部活動
	認定地域クラブ活動						

※ 認定地域クラブ活動は令和10年度から開始



2 地域展開・地域連携における用語の定義

<認定地域クラブ>

名 称	定 義	責任	指導者	会費	対象	中体連
酒田市認定地域クラブ	「酒田市認定地域クラブ認定制度」により教育委員会が認定した、市の認定要件を満たしている市公認の地域クラブ	酒田市教育委員会	市認定指導者	あり	市内中学校部活動加入生徒	認可の上可

<中学校の学校部活動関連>

名 称	定 義	責任	指導者	会費	対象	中体連
学校部活動	学校教育の一環として、教育課程との関連を図り、校長が認めた指導者（顧問・外部指導者等）のもと、生徒の自主的、自発的な参加により、主に授業後に行われる課外活動	中学校校長	教員 部活動指導員 外部指導員	なし	中学生	可
合同チーム	それぞれの学校に部活動があり、それぞれに指導者がいるものの、あくまで一時的に同じチームとして大会に出場するため、一緒に練習をしたりするもの	中学校校長	教員 部活動指導員 外部指導員	なし	中学生	可
合同部活動	校長同士の判断のもと、複数の学校で一つの部活動を拠点校に設置すること。その際は当該校の各指導者（顧問等）が部活動に配置される。（それぞれの学校に部活動があり、指導者がいることが前提。東北大会以上は出場不可）	中学校校長	教員 部活動指導員 外部指導員	なし	中学生	可

<地域にあるクラブ等の活動>

名 称	定 義	責任	指導者	会費	対象	中体連
任意団体クラブ	営利を目的とせず、地域住民が主体的に組織運営するクラブ 例：バトレ体操・Jrバドミントン・酒南ジュニア柔道・川南AC・酒四柔道・酒田はっぴアバドミントン・三六スポーツ文化クラブ・鳥海八幡ジュニアクラブ 他	クラブ会長	所属指導員	あり	小学生 中学生 高校生	認可の上可
民間クラブ（含：企業・プロスポーツクラブ）	対価を得て、営業としてスポーツサービスを提供し、競技力のレベルアップを目的とするクラブ。「教えることを仕事としている経験者」が指導するクラブ 例：企業等 - 酒田スイミング・クロスライン・プロチーム - アラマレ・モンテ・イ・ワグ・アズ 他	クラブ長	所属指導員	あり	小学生 中学生	認可の上可
スポーツ少年団	スポーツを通して青少年の心と体を育み、人々をつなぎ、地域づくりに貢献することを目的とする団体	本部長	所属指導員	あり	3歳～19歳	認可の上可
総合型地域スポーツクラブ	幅広い世代の人々が各自の興味関心・競技レベルに合わせ、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する地域密着型スポーツクラブ 例：希望ヶ丘・きらり・目ん玉・元気王国・酒田市総合型スポーツ・みなと松山・YY・六華・鳥海ふれあい 他	クラブ会長	所属指導員	あり	制限なし	認可の上可

